

東海市公告第149号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、東海市役所総務部収納課（1階）において保管し、いつでも交付する。

令和8年6月22日

東海市長 花田勝重

送達を受けるべき者の 住所地等（所在地等） 及び氏名（名称）	中国（前住所地 愛知県東海市名和町北三ヶ月18番 地の2） DONG ZHIMING
送達すべき書類の名称	令和7年度市県民税・森林環境税（普通徴収） 第3 期 督促状 令和7年度市県民税・森林環境税（普通徴収） 第4 期 督促状

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公告の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなされる。